

業務および財産の状況に関する説明書

【平成 30 年 3 月期】

ドイツェ・アセット・マネジメント株式会社

この説明書は、金融商品取引法第 46 条の 4 の規定に基づき、全ての営業所に備え置き、公衆の縦覧に供するために作成したものです。

I 概要

1. 商号

ドイツェ・アセット・マネジメント株式会社

2. 登録年月日(登録番号)

平成 19 年 9 月 30 日(関東財務局長(金商)第 359 号)

登録変更年月日 平成 29 年 1 月 19 日

3. 沿革および経営の組織

(1) 当社の沿革

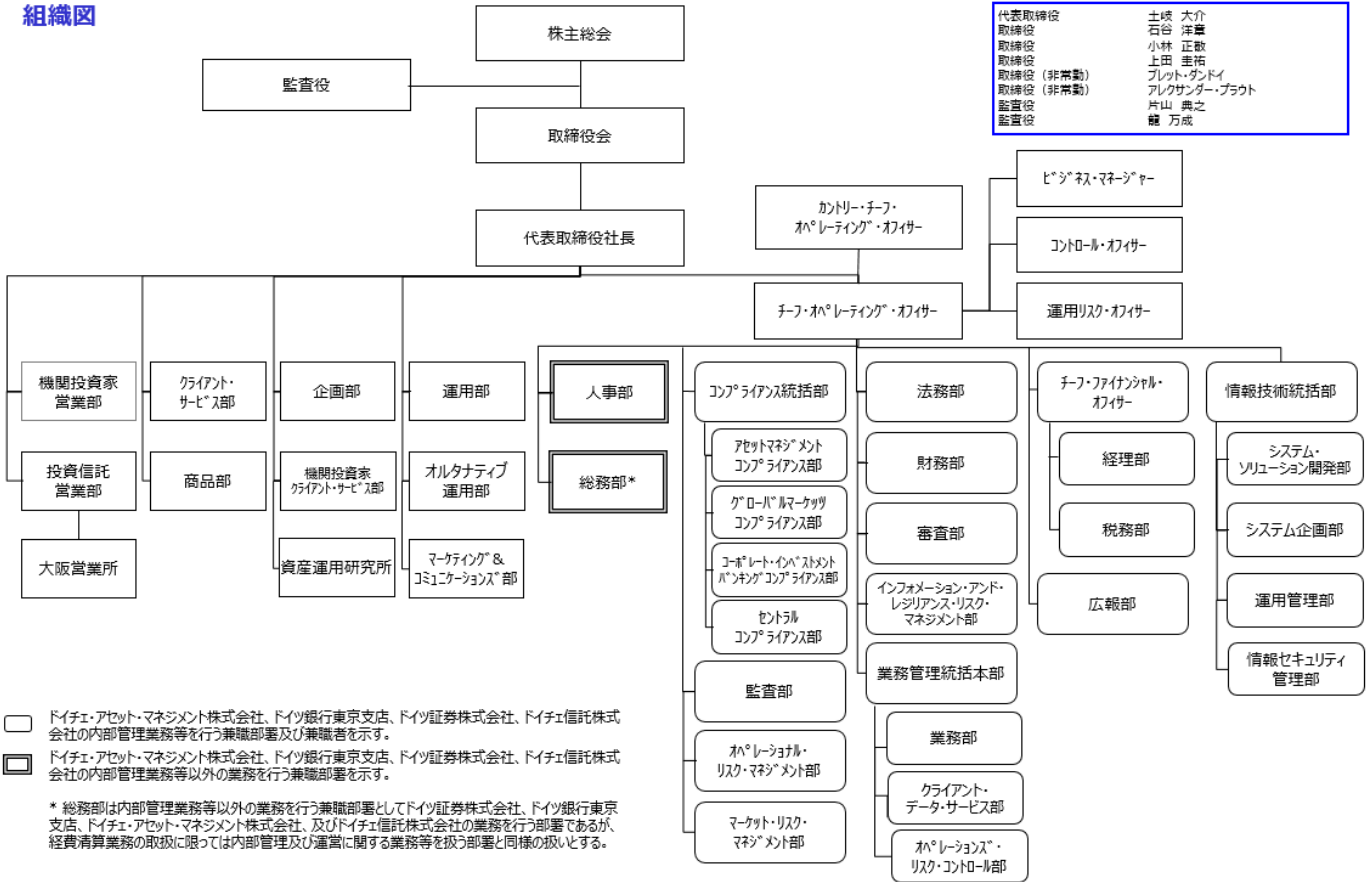
年月	沿革
昭和 60 年 7 月	モルガングレンフェルインターナショナルアセットマネジメント(株)設立
昭和 62 年 2 月	投資顧問業登録
昭和 62 年 6 月	投資一任業務認可取得
平成 2 年 6 月	ドイツ銀投資顧問(株)と合併し、ディービーモルガングレンフェルアセットマネジメント(株)に社名を変更
平成 7 年 10 月	ディービーモルガングレンフェル投信投資顧問(株)に社名を変更
平成 7 年 11 月	証券投資信託委託会社免許取得
平成 8 年 10 月	ドイツェ・モルガン・グレンフェル投信投資顧問(株)に社名を変更
平成 11 年 8 月	バンカース・トラスト投信投資顧問(株)と合併し、ドイツェ・アセット・マネジメント(株)に社名を変更
平成 14 年 5 月	チューリッヒ・スカダー投資顧問(株)と合併
平成 17 年 10 月	ドイツェ・アセット・マネジメント(株)とドイツェ信託銀行(株)の資産運用サービス業務を統合 資産運用部門はドイツェ・アセット・マネジメント(株)に一本化
平成 19 年 9 月	金融商品取引法施行に伴うみなし登録 金融商品取引業者(投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業)
平成 20 年 2 月	大阪営業所を開設
平成 29 年 1 月	変更登録 第一種金融商品取引業を追加
平成 29 年 2 月	第一種金融商品取引業開始

(2) 当社の経営の組織

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
組織図

平成30年3月31日現在

代表取締役	土岐 大介
取締役	石谷 洋善
取締役	小林 正敏
取締役	上田 圭祐
取締役 (非常勤)	プレット・グンドイ
取締役 (非常勤)	アレクサンダー・ブラウト
監査役	片山 典之
監査役	龍 万成



4. 株主の氏名又は名称並びにその株式の保有数及び総株主等の議決権に占める当該株式に係る議決権の割合

平成 30 年 3 月末現在

株主名：DWS Group GmbH & Co. KGaA

持株数：61,560 株

総株主等の議決権に占める当該株式に係る議決権の割合：100%

5. 役員の名氏および役職名

平成 30 年 3 月末現在

役職名	氏名	代表権の有無
代表取締役社長	土岐 大介	有
取締役	石谷 洋章	無
取締役	小林 正敬	無
取締役	上田 圭祐	無
取締役	アレクサンダー・ブラウト	無
取締役	ブレット・ダンドイ	無
監査役	片山 典之	無
監査役	龍 万成	無

6. 政令で定める使用人の氏名

(1) 金融商品取引業に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務統括責任者

平成 30 年 3 月末現在

役職名	氏名
取締役 チーフ・オペレーティング・オフィサー	石谷 洋章 以上 1 名

(2) 投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する使用人の氏名

平成 30 年 3 月末現在

役職名	氏名
共同チーフ・インベストメント・オフィサー	加藤 善將
共同チーフ・インベストメント・オフィサー	藤野 哲
ポートフォリオ・マネージャー	根岸 厚
ポートフォリオ・マネージャー	宮坂 彩
ポートフォリオ・マネージャー	龍見 麻樹
ポートフォリオ・マネージャー	吉田 一貴
ポートフォリオ・マネージャー	堂園 義信
アシスタント・ポートフォリオ・マネージャー	松本 卓也 以上 8 名

7. 業務の種類およびその概要

- (1) 第一種金融商品取引業: 法第 28 条第 1 項第 1 号に掲げる行為に係る業務
- (2) 第二種金融商品取引業
- (3) 投資助言・代理業
- (4) 投資運用業

8. 本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地

名称	所在地
本店	東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号山王パークタワー
大阪営業所*	大阪府大阪市中央区内本町 2 丁目 4 番 16 号オフィスポート内本町

*大阪営業所については、平成 30 年 6 月末日をもって廃止。

9. その他業務の種類

- (1) 関係会社の窓口業務
- (2) 不動産に係る投資に関し助言を行う業務

10. 苦情処理および紛争解決の体制

当社の金融商品取引法上の業務に関する苦情等の解決については社内措置を講じるほか、次に掲げる業務の種別ごとに苦情処理措置・紛争解決措置を講じております。

- (1) 投資助言・代理業: 金商法第37条の7第1項第3号口に規定する苦情処理措置及び紛争解決措置として、一般社団法人日本投資顧問業協会(特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(以下「FINMAC」という。))に業務委託)を利用する措置
- (2) 投資運用業: 金商法第37条の7第1項第4号口に規定する苦情処理措置及び紛争解決措置として、一般社団法人日本投資顧問業協会(FINMACに業務委託)および一般社団法人投資信託協会(FINMACに業務委託)を利用する措置
- (3) 第二種金融商品取引業(金融商品取引法第2条第8項第7号に規定する募集又は私募): 金商法第37条の7第1項第2号口に規定する苦情処理措置及び紛争解決措置として、一般社団法人投資信託協会(FINMACに業務委託)を利用する措置
- (4) 第二種金融商品取引業(金融商品取引法第2条第2項第6号に掲げる権利に係る私募の取扱い): 金商法第37条の7第1項第2号口に規定する苦情処理措置及び紛争解決措置として、一般社団法人第二種金融商品取引業協会(FINMACに業務委託)を利用する措置

- (5) 第一種金融商品取引業(金融商品取引法第2条第8項第2号に規定する売買の媒介及び同項第9号に規定する私募の取扱い):金商法第37条の7第1項第1号イに規定する指定紛争解決等業務の指定を受けたFINMACとの間で特定第一種金融商品取引業務に係る手続実施基本契約を締結する措置

11. 加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称

- (1) 加入する金融商品取引業協会

日本証券業協会
一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

- (2) 対象事業者となる認定投資者保護団体の名称

該当事項はございません。

12. 加入する金融商品取引所

該当事項はございません。

13. 加入する投資者保護基金

日本投資者保護基金

Ⅱ 業務の状況に関する事項

1. 当期の業務概況

(1) 経済および市況の概況

<世界経済・市場の概況>

上半期は、懸念されていた欧州主要国の政治イベントを無難に消化するなかで、世界景気の回復基調を受けて、株式市場や先進国及び新興国株式市場は概ね堅調に推移しました。債券市場においては、主要国のインフレ指標の改善等に焦点が当たるなか、金利正常化に向けた動きが見られる米国では短期年限を中心に金利に上昇圧力のかかる展開となったほか、ユーロ圏も緩やかな景気拡大を受けてドイツ等コア国債中心金利は上昇傾向となりました。為替市場においては、引続き主要中央銀行の金融政策動向が主な変動要因となったが、トランプ政権の政策期待の剥落が対主要通貨におけるドル安基調の要因となりました。また、朝鮮半島情勢に代表される地政学リスクの高まり等も円高要因となりました。下半期は、当初、グローバルに良好な経済環境を背景に、先進国や新興国の株式市場が堅調に推移したほか、債券市場では社債へ資金が向かうなどリスク選好的な動きが広がりました。2018年に入ると、米国の良好な雇用統計等を受けて米金融当局の利上げペースが加速するとの見方や、米国と中国の貿易摩擦を巡る警戒感に加えロシアに対する経済制裁等の地政学リスクの高まり等で、株式市場は大幅な調整が進み、米国の長期金利は3%に近づくなど金融市場は値の荒い展開となりました。為替市場では、これまでの110円-115円のレンジでの推移から、2018年には地政学リスク等の影響で一時104円台をつけるなど円高が進みました。また、主要国の金融政策は、米国が今期2回の利上げを行い、欧州では欧州中央銀行が資産購入の早期終了を示唆するなど金融正常化に向けた動きが見られました。

<投資信託業界の概況>

上半期の投信市場(ETF除く)の純設定額は+1.2兆円と、設定と解約が拮抗した16年度下半期の落ち込みから回復しました。日本株上昇、円安外貨高基調で推移するなか、日本株ファンドや米ドル比率の高いファンドで利益確定売りの動きも見られましたが、フィンテック関連のテーマ型や新興国関連ファンドに資金が向かいました。また、販売会社の預り資産を拡大させる動きも続いており、バランス型ファンドやラップ口座専用ファンドにも安定的な資金流入が見られました。下半期の投信市場(ETF除く)の純設定額は+3.2兆円と、投信販売が回復の兆しを見せた17年度上半期の+1.2兆円から大きく加速しました。日本株も含め株式相場が好調に推移するなか、高い成長の期待されるAIやロボット、自動運転といったテーマ性のある株式ファンドや新興国関連ファンドに高水準の資金流入が見られました。また、販売会社の預り資産を拡大させる動きも続いており、バランス型ファンドやラップ口座専用ファンドにも資金流入が加速しました。

(2) 収益の状況

当期の営業収益は、受入手数料9,555百万円(委託者報酬6,524百万円、運用受託報酬18百万円、その他営業収益3,012百万円)となった結果、合計で9,555百万円を計上しました。また、販売費・一般管理費は9,120百万円となり、営業利益は435百万円となりました。

さらに、営業外収益4百万円、営業外費用34百万円、特別損失78百万円を計上したことにより、税引前当期純利益は327百万円となりました。また、法人税等を391百万円、法人税等調整額(貸方)を195百万円計上したことにより、当期純利益は131百万円となりました。

2. 業務の状況を示す指標

当社は平成 29 年 2 月に第一種金融商品取引業者として業務開始をいたしましたので、当事業年度は、経営成績その他の指標は 2 期のみの開示となります。

(1) 経営成績等の推移

(単位:百万円)

	平成 30 年 3 月期	平成 29 年 3 月期
資本金	3,078	3,078
発行済株式総数	61,560 株	61,560 株
営業収益	9,555	9,966
受入手数料	9,555	9,966
委託手数料	-	-
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	-	-
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い手数料	-	-
その他の受入手数料	9,555	9,966
トレーディング損益	-	-
株券等	-	-
債券等	-	-
その他	-	-
純営業収益	9,555	9,966
経常利益	405	1,711
当期純利益	131	1,185

(2) 有価証券引受・売買等の状況

① 株券売買高の推移

該当事項はございません。

② 有価証券の引受け、売出し並びに募集、売出しおよび私募の取扱いの状況

該当事項はございません。

(3) その他業務等の状況

特記事項はございません。

(4) 自己資本規制比率の状況

(単位:百万円)

	平成 30 年 3 月期	平成 29 年 3 月期
自己資本規制比率(A/B×100)	325.1%	356.3%
固定化されていない自己資本(A)	4,789	4,640
リスク相当額(B)	1,472	1,302
市場リスク相当額	5	18
取引先リスク相当額	125	128
基礎的リスク相当額	1,342	1,155

(5) 使用人の総数及び外務員の総数

区分	平成 30 年 3 月期	平成 29 年 3 月期
使用人	77 人	69 人
(うち外務員)	30 人	25 人

Ⅲ財産の状況

1. 経理の状況

(1) 貸借対照表

(単位:百万円)

資産の部			負債の部		
科目	平成 30 年 3 月 31 日	平成 29 年 3 月 31 日	科目	平成 30 年 3 月 31 日	平成 29 年 3 月 31 日
流動資産	9,177	9,522	流動負債	3,777	3,070
預金	5,655	6,283	預り金	242	108
前払費用	29	16	未払金	409	449
未収入金	53	82	未払費用	2,924	2,285
未収収益	2,431	2,316	賞与引当金	127	83
立替金	33	36	未払法人税等	40	136
未収還付消費税	-	21	未払消費税等	26	-
繰延税金資産	968	739	為替予約	6	6
為替予約	5	26	固定負債	551	578
固定資産	195	220	退職給付引当金	424	506
投資その他の資産	195	220	長期未払費用	69	36
投資有価証券	9	2	賞与引当金	56	35
敷金	25	24	負債合計	4,328	3,649
繰延税金資産	160	194	純資産の部		
			株主資本	5,045	6,094
			資本金	3,078	3,078
			資本剰余金	1,830	1,830
			資本準備金	1,830	1,830
			利益剰余金	137	1,186
			その他利益剰余金	137	1,186
			繰越利益剰余金	137	1,186
			評価・換算差額等	△0	0
			その他有価証券評価 差額金	△0	0
			純資産合計	5,044	6,094
資産合計	9,373	9,743	負債・純資産合計	9,373	9,743

(2) 損益計算書

(単位:百万円)

科 目	当 期	前 期
	自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日
営業収益		
受入手数料	9,555	9,966
トレーディング損益	—	—
金融収益	—	—
営業収益計	9,555	9,966
金融費用	—	—
純営業収益	9,555	9,966
販売費・一般管理費	9,120	8,237
営業利益	435	1,729
営業外収益	4	4
営業外費用	34	22
経常利益	405	1,711
特別損失	78	36
税引前当期純利益	327	1,674
法人税、住民税及び事業税	391	606
法人税等調整額	△195	△116
当期純利益	131	1,185

(3) 株主資本等変動計算書

当期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	
当期首残高	3,078	1,830	1,186	6,094
当期変動額				
剰余金の配当			△1,180	△1,180
当期純利益			131	131
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	△1,048	△1,048
当期末残高	3,078	1,830	137	5,045

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	0	0	6,094
当期変動額			
剰余金の配当			△1,180
当期純利益			131
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△0	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0	△1,049
当期末残高	△0	△0	5,044

前期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	
当期首残高	3,078	1,830	2,520	7,428
当期変動額				
剰余金の配当			△2,520	△2,520
当期純利益			1,185	1,185
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	△1,334	△1,334
当期末残高	3,078	1,830	1,186	6,094

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△0	△0	7,428
当期変動額			
剰余金の配当			△2,520
当期純利益			1,185
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	0	0	0
当期変動額合計	0	0	△1,334
当期末残高	0	0	6,094

(4) 注記事項

1. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する短期金銭債権および短期金銭債務は下記のとおりです。

	平成 30 年 3 月期	平成 29 年 3 月期
短期金銭債権	805 百万円	1,288 百万円
短期金銭債務	218 百万円	224 百万円

2. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

	平成 30 年 3 月期	平成 29 年 3 月期
営業収益	5 百万円	-
一般管理費	328 百万円	284 百万円

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 事業年度末における株式の種類及び株式数

種類	平成 30 年 3 月期	平成 29 年 3 月期
普通株式	61,560 株	61,560 株

(2) 事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

	平成 30 年 3 月期	平成 29 年 3 月期
決議	平成 29 年 6 月 28 日 定時株主総会	平成 28 年 6 月 29 日 定時株主総会
配当金の総額	1,180 百万円	2,520 百万円
1 株当たり配当額	19,168.29 円	40,935.67 円
基準日	平成 29 年 3 月 31 日	平成 28 年 3 月 31 日
効力発生日	平成 29 年 6 月 29 日	平成 28 年 6 月 30 日

(3) 基準日が事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

	平成 30 年 3 月期	平成 29 年 3 月期
決議	-	平成 29 年 6 月 28 日 定時株主総会
配当金の総額	-	1,180 百万円
配当の原資	-	利益剰余金
1 株当たり配当額	-	19,168.29 円
基準日	-	平成 29 年 3 月 31 日
効力発生日	-	平成 29 年 6 月 29 日

2. 借入金の主要な借入先および借入金額

該当事項はございません。

3. 保有している有価証券の取得価額、時価及び評価損益

(単位:百万円)

	平成 30 年 3 月期			平成 29 年 3 月期		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
1. 流動資産						
(1) 株券	-	-	-	-	-	-
(2) 債券	-	-	-	-	-	-
(3) その他	-	-	-	-	-	-
2. 固定資産						
(1) 株券	-	-	-	-	-	-
(2) 債券	-	-	-	-	-	-
(3) その他	9	9	0	2	2	0
合計	9	9	0	2	2	0

4. デリバティブ取引の契約価額、時価及び評価損益

(1) 先物取引・オプション取引の状況

該当事項はございません。

(2) 有価証券店頭デリバティブの取引の状況

該当事項はございません。

(3) 有価証券に関連しない店頭デリバティブ取引の状況

(単位:百万円)

	平成 30 年 3 月期			平成 29 年 3 月期		
	契約価額	時価	評価損益	契約価額	時価	評価損益
売建						
ユーロ	197	0	0	16	0	0
米ドル	921	△6	△6	1,141	27	27
豪ドル	7	△0	△0	-	-	-
買建						
ユーロ	601	3	3	812	△6	△6
米ドル	25	△0	△0	17	△0	△0
シンガポールドル	26	0	0	26	△0	△0
豪ドル	-	-	-	10	△0	△0
合計	1,780	△1	△1	2,025	20	20

5. 財務諸表に関する監査の状況

平成 30 年 3 月期（自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日）

当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、また、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受け、適正意見の監査報告書を受領しております。

平成 29 年 3 月期（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日）

当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、また、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受け、適正意見の監査報告書を受領しております。

IV 管理の状況

1. 内部管理の状況の概要

当社では、当社業務活動に適用される各種法令等諸規則の遵守を経営の最重要課題の一つとして取り組んでおります。これを確実に実行するために、当社では、会社法で規定する「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること」を確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備について、取締役会で決議された「内部統制体制の整備にかかる決議」及びCOSOモデルをベースとした内部管理体制の構築を行っております。

社内規程等の整備について

当社では、社内規程等をその性質、内容、重要度等に応じて4つに分類しております。最も上位に位置するのが“方針”で、組織全般にわたる業務管理事項等の基本的な指針を記したもので、その改廃は取締役会の承認を必要とします。次に、業務運営上の根幹となる事項を定めたものが“規程・規則”で、その改廃は取締役会またはエグゼクティブ・コミッティー（以下「EXCO」という）の承認を必要とします。特定の業務プロセスで、複数の部署が関連する事項を定めたものが“手続”となり、その改廃はその内容に応じ、リスク・マネジメント・コミッティー（RMC）またはインベストメント・コントロール・コミッティー（ICC）の承認を必要とします。各部の業務における主要なプロセス及び従業員の日常業務フローを記したものは“KOP（Key Operating Procedures）”もしくは“マニュアル”となり、その制定、改廃及び保管は、所管部長の責任において行うものとします。

また、当社では「自主点検実施規則」を定め、各部署が社内規程等に従って業務を適切に遂行しているか自主的に点検することとしております。各部が実施した自主点検の結果は、EXCOに報告され、重要な問題や迅速な対応が必要なものは、その都度、審議され必要に応じて解決に向けて指示を出しております。

運用管理について

当社では、「リスク管理規程」を制定し、当社が業務活動を行う上で認識すべきリスクの種類を特定し、その管理方法を定めております。同規程では、顧客勘定におけるリスクには、「運用リスク」と「事務管理リスク」に大別できるとし、さらに運用リスクには、「市場リスク」、「信用リスク」、「取引先リスク」、「流動性リスク」、「運用コンプライアンスリスク」及び「再委託リスク」に細分化できるとしてあります。各リスクに対して、リスク管理主管部署が定められており、リスク管理上の報告は、インベストメント・コントロール・コミッティー（以下、「ICC」という）等に行うことになっております。例えば、「運用コンプライアンスリスク」については、コンプライアンス統括部が、各種法令・顧客ガイドライン遵守状況について独立した立場からこれらを検証しております。また、「再委託リスク」については、別に定める「運用の再委託に関する管理規程」に

従い、運用部、業務部、コンプライアンス統括部等が再委託先のリスク管理・法令等遵守状況に関して定期的に検証・評価を行い、ICGに報告する体制となっております。

独立的モニタリング活動としては、全ての部門から独立した監査部が、被監査部門のリスクの程度に応じて定期的に業務監査を実施しており、内部統制の有効性検証及び業務プロセスの効率化の両側面から問題点を把握し、改善案の提案を経営陣に対して随時行っております。

情報管理・利益相反防止について

当社では、「システムリスク管理規程」を制定し、当社の情報資産の保護・管理の具体的方法を定めております。また、内部者取引の未然防止等を図るため「内部者取引管理規程」及び「Hikokai Jyoho (Confidential Information) and Hojin Kankei Jyoho (Corporate Related Information) Policy and Procedure」を制定し、役職員がその業務に関して取得した未公表の法人関係重要情報の管理ならびに役職員の服務等について必要な基本的事項を定めており、法人関係重要情報の取扱をはじめ情報管理を徹底しております。これらは、該当する役職員にはトレーニング等の実施を通じて当該規則の周知徹底を図っております。

さらに、親子法人等との間における非公開情報(顧客情報)の授受を適正に管理するために「親子法人等との非公開情報の授受に関する規程」、「役職員の兼職に関する規程」および「顧客情報共有管理規則」を制定し、当社グループ会社との顧客情報の共有を原則として禁止するとともに、例外として共有する必要がある場合の顧客同意手続等を定めております。

利益相反防止に関しては、当社グループ会社と顧客の間、又は当社グループ会社の顧客同士の間等で利益相反が生じる可能性があるため、当社グループは、顧客の利益が不当に害されることのないよう、法令等に基づく利益相反管理態勢の整備において求められる「利益相反管理方針」を策定し、具体的な類型および利益相反管理の方法等を「利益相反取引管理規程」において定めております。また、当社が当社の親銀行等の取引上の優越的地位を不当に濫用することがないように遵守すべき事項について「優越的地位の濫用の防止に関する規程」において定めております。これらの規程を前提に、利益相反を未然に防ぐため、信託財産の運用に係る利益相反防止はコンプライアンス統括部による運用モニタリングの一部として行われております。また役職員に係る利益相反防止については、当社では「倫理規程」を制定し、役職員個人による有価証券取引、贈答接待及び社外活動などについての報告義務、事前承認プロセスなどを導入しております。さらに、「倫理規程」については、入社時および年次の研修プログラムによって周知徹底を図っております。

苦情等に関する対応について

当社では、「苦情・紛争処理規程」を制定し、当社の金融商品取引法上の業務に関して、お客様から異議申立てがあった場合等の苦情及び紛争(以下「苦情等」という。)処理の取扱いについての基準及び手続きを定めております。苦情等に対する迅速・公平かつ適切な対応を図る観点から、コンプライアンス統括部は苦情への対応方針を、法務部は紛争への対応方針を策定します。当社は、これらの対応方針に基づき、お客様の意見等を真摯に受け止め、情報の共有化を図り、業務運営の改善に役立てるものと致します。

2. 分別保管の状況

- (1) 顧客分別金信託の状況
該当事項はございません。
- (2) 有価証券の分別保管の状況
該当事項はございません。
- (3) 金融商品取引法第 43 条の 3 の規定に基づく区分管理の状況
該当事項はございません。

V 連結子会社等の状況に関する事項

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和 51 年大蔵省令第 28 号)第 2 条第 3 号に規定する子会社及び同条第 7 号に規定する関連会社に該当するものはございません。



ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

〒100-6173 東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号山王パークタワー
代表電話 (03) 5156-5000 FAX (03) 5156-5001